

申請内容の確認に当たっての主な視点

一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。

- ・革新的事業活動に関する実行計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）
- ・新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

<参考>新技術等実証計画の認定に関する調査審議の視点（平成 30 年 8 月 31 日革新的事業活動評価委員会決定）

二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- ・実証を適切に実施するために必要となる措置（例．参加者等の安全の確保、主務大臣への報告等）
- ・実施期間（情報・資料を取得するために必要な期間）
- ・実施場所（範囲の特定）
- ・参加者等の具体的な範囲（事業者、参加者、実証により権利利益を害されるおそれがある者）
- ・同意の取得方法（認定証を提示して、リスク内容等を理解した上で同意を取得）
- ・分析の内容、方法

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

- ・新技術等関係規定（規制について規定する法令の規定）の内容
- ・新技術等関係規定に違反するものでないことの方
一 新技術等関係規定で保護されている法益の侵害がないこと
一 個別性の考慮（事業として一般的に認めるものや、認定を受けずに実証を行うことを認めるものではない）
一 新技術等関係規定の適用の方法